

# インターネットトラブルから子どもたちを守る！

かわさきしばん  
川崎市版  
ほごしゃむ  
保護者向け

# インターネットガイド



子どもたちが安全に安心してインターネットにつながる機器やサービスを利用できるようにするために、保護者のみなさんも、お子さんと一緒に情報モラルについて考えてみてください。このガイドでは、保護者のみなさんがお子さんと一緒にインターネットについて考えるためのポイントを紹介합니다。

## Q1 情報モラルってなんですか？



インターネットにつながる機器やサービスを利用する時に、情報モラルが身についていることは、自分や家族・友人を守るために大切です。情報モラルについて知りましょう。

A1 情報モラルとは、情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度のことです。「インターネットの特徴」の理解と「日常的なモラル」の育成の双方が重要になります。

## 「インターネットの特徴」の理解とは

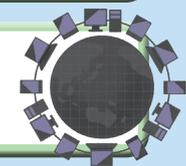
### 記録性

重要な情報や大切な思い出を保存、活用することができる反面、インターネット上の情報は完全に消すことができないことに注意が必要です。



### 公開性

情報を素早く発信し、多くの人と共有できる反面、正しくない情報や個人情報も簡単に広がってしまうことに注意が必要です。



### 流出性

より多くの人と意見を交換したり、共有したりできる反面、悪用や、犯罪に巻き込まれるリスクに注意が必要です。



### 非対面性

相手に左右されずに自由に意見や意思を表明することができる反面、対面していないため意思がうまく伝わらないリスクに注意が必要です。



## 「日常的なモラル」の育成とは

人間関係を築くときに大切な「行動と責任」「思いやりの気持ち」「節度」等のことです。日常生活の中で、他者に対する接し方や関わり方を家庭や学校で育むことが大切です。

## お子さんに伝える際のポイント

- ① インターネットには実際の生活とは違った注意点があること。
- ② 実際の生活と同じで、自分や他者を傷つけないようにすること。



## Q2 インターネットではどんなトラブルが起こるの？

インターネットを利用する時に、どのようなトラブルが起こっているのかお子さんと一緒に知っておくことや対処について話し合うことが大切です。

## A2 このくらい大丈夫と油断した時に次のようなトラブルが起こることが多いです！

### ○何気ない会話のつもりでも…(コミュニケーションのトラブル)

インターネット上では、対面の会話で理解してもらえる微妙なニュアンスがうまく伝わらず、誤解を生んでしまいトラブルが起こることがあります。相手が見えないからこそ、**自分の表現が知らないうちに悪口・嫌がらせ、誹謗中傷になっていないか**お子さんと一緒に確認しましょう。



### ○このくらい大丈夫と思ったら…(情報公開のトラブル)

チャットで個人情報を流出させてしまったり、動画配信で著作権や肖像権等を侵害してしまったりすることがあります。**個人情報は特に気を付けて取り扱う**ことを日常的に意識するとともに、情報を公開する場合は、送信前に複数人で確認するなどの対策についてお子さんと一緒に確認しましょう。また、個人情報の流出、著作権・肖像権の侵害は保護者が許可を出した場合の生成AI使用でも注意が必要です。



### ○親切そうに思っても…(出会いのトラブル)

高額バイトの勧誘や悩み相談を装って、SNS等を使って悪意のある人物が近づいてくる可能性があります。安易に個人情報を公開しないことと併せて、ネットで出会った人と実際に会わなければならないときは、**子どもだけでは絶対に会わない**ことをお子さんと一緒に確認しましょう。



### お子さんに伝える際のポイント

インターネットを使う時は、危険があることも知っておくこと。

## ここもチェック



### 【インターネットに関する法律の確認】

SNSの書き込み等によって権利の侵害があった場合について「プロバイダ責任制限法」が改正され、2025年4月1日から**「情報流通プラットフォーム対処法」**として施行されています。これまでの内容の他に**プラットフォーム事業者の免責要件や発信者情報の開示、大規模プラットフォーム事業者等の義務**について定めています。また、この他にも**「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」**があります。(詳しくは右の二次元コードから総務省のWEBサイトを参照ください)



### 【サービス利用の規約とその契約者の確認】

LINEやYouTubeのようなアプリケーション、ChatGPTやGeminiのような生成AIには利用規約で年齢制限があります。現在の社会では、新しいアプリケーション等が次々と開発されています。スマートフォン等を渡してからアプリケーション等の**利用規約を定期的にお子さんと一緒に確認**し、使い方について話し合うことも重要となります。また、ご自宅で家族が使用しているスマートフォン等のインターネット接続する機器は、**通信会社と契約を結び、規約を守ることに同意して使用ができる状態**になっています。個人で契約しているスマートフォン等は機器をお子さんに持たせる前に「誰が契約者で、どうして使えるようになっているのか」について、大人が子どもと一緒に確認をすることが大切です。

# インターネットの特徴を知り、「わが家のルール」作りに取り組みましょう!

## 家庭のルール作り3つのポイント

### ① 機器が必要な理由を一緒に考える

・声かけの例「本当に必要なの?」「どのように使うのかな?」「利用規約も確認しよう」

### ② 利用の約束・わが家のルールを一緒に考える(便利に使うルールも)

・声かけの例「使い方によっては、人に迷惑をかけてしまうこともあるよ」

### ③ 意識して日頃からインターネットの話をする(守られているかを、確認する)

・声かけの例「今までの使い方は大丈夫かな?」「どうすればうまく守れるかな?」

令和 年 月 日 作成

(何のために使うもの?)

(何時まで、どれくらい使う?)

(どう使うと生活が便利になる?)

(やってはいけないことは?)

(ルールを守れなかったらどうする?)

※(学校での例)

学校のインターネット環境及びGIGA端末は自分の学習を豊かにするために使うことを目的とした道具です。使用時間が設けられ、他者を傷つける書き込みや不正なログインを禁じる約束があります。



「わが家のルール」は子どもをトラブルから守ってくれるものです。インターネットにつながる機器の使い方についてお子さんと一緒に考えましょう。何かあった時にお子さんが相談できるように、日頃から小さなことでもお子さんの話に耳を傾け、相談できる雰囲気作りを!

また、ご家庭の機器に「ペアレンタルコントロール」や「フィルタリング」の設定をして安全に使用しましょう。



18歳に向けて、ゆくゆくは自分でインターネットを正しく利用できるように準備をしましょう。『ペアレンタルコントロール』から『セルフコントロール』へ。

そのためにも、今からルールやマナーについて一緒に考えることが大切です。

# 川崎市立学校における携帯電話等の取り扱い

従前どおり学校の教育活動に必要なものは持ち込まないことを原則とし、小学校及び中学校では原則持ち込まない、また、高等学校では、授業中の使用はしないなどの取り扱いをお願いします。  
〔「学校における携帯電話の取り扱い等について」より：令和2年8月19日 川崎市教育委員会〕



## 保護者はフィルタリング利用等によりインターネットの利用を適切に管理します

18歳未満が利用する携帯電話・スマートフォン等に関わる「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」も確認してください。  
〔詳しくは右の二次元コードからこども家庭庁のWEBサイトを参照ください〕



ご確認ください！

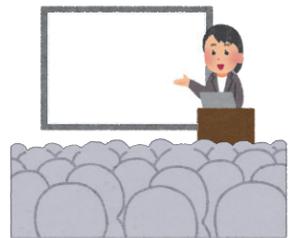
- 保護者に求められていること  
子どもがインターネットを利用する際には、状況を適切に把握し、フィルタリングソフトウェアの利用等によってインターネットの利用を適切に管理し、子どもがインターネットを適切に活用する能力の習得に努めることが求められています。
- 青少年のインターネットの利用に関する事業者の義務  
青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をできるだけ少なくするための措置を講じなければいけません。(年齢確認、有害情報とフィルタリングの説明、契約はフィルタリングの使用を条件とするなど)

インターネット被害児童の約90%がフィルタリングを利用していませんでした  
〔警察庁「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」より〕

## 川崎市では学校で行っている情報モラル教育を支援しています

PTA連絡協議会と連携し学校への情報提供、警察や情報モラル支援業者による研修や学習会を継続しています。

- 保護者や子ども・先生・地域の方々との情報交換をしたり、川崎市PTA協議会主催ICT学習会へ参加したりしています。
- 保護者対象の学習会や児童生徒向けの学習会に参加して、保護者や学校と情報交換をしています。
- 警察や民間の情報モラル支援業者等と連携して学校への教職員研修・児童生徒への授業・保護者向け講演会等の情報モラル教育支援を行っています。



## 市立学校でネットトラブルにあって子どもや保護者のご相談は「川崎市立学校インターネット問題相談窓口」へ

電話では  
044-844-3638

月～金(祝休日・12月29日～1月3日を除く)午前8時30分～午後5時まで

ウェブサイトからは

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000027223.html>

または、「川崎市立学校インターネット問題相談窓口」で検索してください。

スマホ、ケータイからは

モバイル(ケータイ)等はこちらの二次元コードを利用すると簡単にアクセスできます。

機種によっては二次元コードを読み取れないものがあります。その場合は左のURLからアクセスできます。



川崎市教育委員会

川崎市総合教育センター  
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3 電話：044-844-3600 (代表)